

薩摩藩郷士守屋家をめぐり一・二の問題

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4475255>

出版情報：経済學研究. 46 (4/5), pp.13-24, 1981-10-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

薩摩藩郷士守屋家をめぐり一、二の問題

秀 村 選 三

1 は し が き

1949年5月はじめて鹿児島県肝属郡高山町（旧薩摩藩大隅国肝属郡高山郷）を訪れて町役場に所蔵される旧御仮屋引継文書を見てから、すでに30年以上の歳月が流れている。1952年から本格的な調査研究に入り、郷士諸家、とくに社家頭取・郷士年寄の守屋家・同分家の文書を通して薩摩藩の基礎構造の一端を明らかにしようと思ひ、徹視的に守屋家の集約的研究を続けて十数篇の論文、史料紹介¹⁾、また史料集『守屋舎人日帳』の刊行を続け²⁾、また他方では巨視的に薩摩藩を広く幕藩体制社会の中で位置づけるため「西南辺境型領国」の類型設定を試みたこともあった³⁾。

現在、これらを1冊の著書にまとめるべく努力しているが、実際にその仕事に着手してみると、案外に欠落した部面や補正すべき点の多いのに気付くのである。

小稿では、現在まで及び得なかった一、二の問題についてふれてみたいと思う。今まで参考、利用した守屋雄次郎家・同泰造家の文書のほか新たに守屋泰三家（宮ノ下）の内神（ウッ

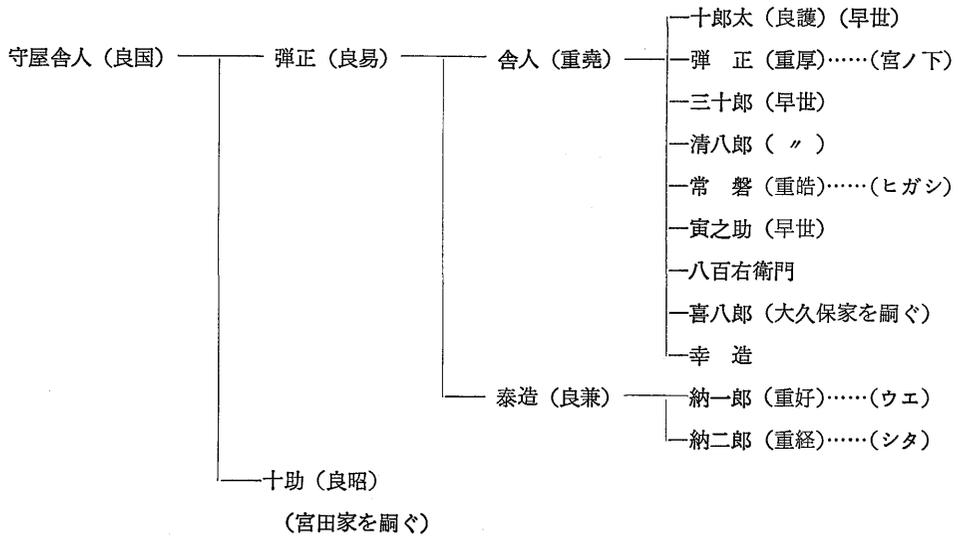
ガンサァ）の御堂中より発見された文書を加えることによって、従来の近世後期の分析からさらに前代（近世中期）に遡ることが出来て、多少とも連続的考察が可能になりつつあることを喜ぶものである。

2 分家分出の困難と検校守屋家

守屋家ではさきに明らかにしたように、弾正良易の代に次男十次郎（後、泰造）良兼を分家させており、屋号ウエと云われている⁴⁾。また弾正の次の世代舎人は常磐重咄に分家して屋号ヒガシと云われる⁵⁾。またウエからは泰造の次男周一郎重経が分家してシタと云われている⁶⁾。これらの分家は御社馬場にあるので屢々御社三家と云われているものである。また舎人は八男八百右衛門にも分家させるつもりで家産分与をして親類中に管理を委ねたが、八百右衛門が早世したため分家は実現しなかった⁷⁾。このほか舎人は九男喜八郎のために大久保家の株を得て、晩年喜八郎と共に大久保家へ移っており、一種の隠居分家であったと思われる。なお弾正良易の第十助良昭は宮田家を嗣いでいた。これらを図示すれば次の通りである。

1) これらについては『西南地域史研究』第2輯81頁、註(1)参照。
2) 現在第1～3巻（文政8年～天保11年）刊行。本年度に第4巻（天保12年～弘化2年）を刊行予定。
3) 「幕末期西南辺境型領国における流通構造の特質」（宮本又次編『商品流通の史的研究』所収）、「再び西南辺境型領国について」（『地方史研究』112号）、「藩政の成立(1)序説」（岩波講座『日本歴史』10 近世2所収）。

4) 秀村「幕末期大隅農村における分家と家産の分与」（『九大経済学部40周年記念論文集』所収）。
5)6)7) 秀村「幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与」（『経済学研究』第30巻5・6合併号）。



筆者は守屋家が宝暦12年(1762)に「吾先祖代々高山・串良ノ神主相勤、串良有里村ニ住スル亓二十代、其二十代目ノ守屋和泉守重頼代ニ肝付殿ヨリ松山ノ御飯屋ヲ御給リ、高山四十九所ノ神主屋敷エ普請致シ、串良ヨリ高山エ罷移リ……」⁸⁾と伝えるごとく古くからの家であり、高山衆中の中で軍役高は寛永10年(1633)には12石(神領)⁹⁾、寛永17年(1640)には13石2斗8升(内12石神領)と見え¹⁰⁾、その後、近世中期以降持高を40石以上にも増加させながら分家を分出していないことを疑問に思っていたが、宝暦12年(1762)に守屋和泉(立国)がその子十次郎(後、舎人)良国に対して伝えた中に

「一 柿本新助家ハ代々柿本ヲ名乗来、守屋ノ小名ニテ一家ノ由申伝来候エトモ、古代

ノ亓ハ不相知候。毎年氏祭ニハ前々ヨリ御酒米、某代ニテモ上来候。近年ハ無其儀候」¹¹⁾

とあるのを見出した。これは当時の伝承ではあるが、和泉立国の世代近くまでは、恐らく社家の柿元家¹²⁾はいつのころ分出したか分からないにせよ守屋家との間に本家・分家の意識があったようである。しかし幕末期の「守屋舎人日帳」では氏祭(12月13日)には全く関係がなくなっており、これから見ると年代を経るに従って本・分関係は消失し、たんに社家頭取一社家としての親方子方関係になっていたと思われる。

和泉立国はその子十次郎良国に対し宝暦13年癸未(1763)2月吉曜日「家伝」¹³⁾を書き与えて

8) 宝暦12年壬午霜月吉曜日「守屋家申伝案考記」(守屋雄次郎家文書)。

9) 寛永10年癸酉「高山衆中帳写」(守屋泰三家文書)、但し表紙欠で、表題はこれの写本(二階堂進家文書)により付した。

10) 寛永17年「高山衆中軍役帳写」(二階堂進家文書)。なお注(9)、(10)の史料は写本であるが、他の史料との関連から信頼度は高いと思われる。

11) 前掲「守屋家申伝案考記」。

12) 寛永10年10月15日「高山衆中写」には「高三斗 高山居付 柿本舎人佐」とあり、元禄11年丁卯9月21日「高山四十九所大明神^{町内侍}在郷社家改帳」(元禄4年未4月21日「高山四十九大明神社家人数改帳」に合冊)、享保6年丑7月29日「社家人数内改差出留」(いずれも守屋泰三家文書)には川上大明神の代宮司と四十九所大明神の楽所の柿元両家がある。

13) 守屋雄次郎家文書。

いるが、その冒頭には

「御方事子供出生セバ男ニテモ女ニテモ産ノ
俣ニ生可被置候。年ガラ日ガラ、善悪ノ考有
間敷候。人ノ出生スルハ天命ナリ。其富貴、
長命、貧賤、短命ナルハ凡夫ノ知ル所ニ非
ズ。適天ヨリ命セラルハモノヲ私ニ生置ザル
ハ親ノ過ニシテ天命ニソムクナリ」

と述べ、以下縷々として多くの子を生育せしむ
ることを説き

「右者吾家先祖代々家門繁昌セス。ヤウヤク
^(継力)家絶ノ子計ニテ、其危キ支ヲ可被察候。世間
ニハ兄弟姉妹と云、伯父叔父ト云、或ハ祖父
ノ代ニ別レタル一家、曾父祖代ニ別レタル一
^(ママ)門ト云テモ有、又其先キ別タル同家ト云テ、
コハカシコニ有ルナト、云支有之候エトモ、
我家ハカリハ家門ノ繁昌曾テ以無之候。我レ
ニ兄弟三人有、兄モ死ス、弟モ死ス。我一人
生残りカタクナハシキ多シ。是故ニ子共ヲ
^(ママ)余多可繁昌ト思候処ニ、産ハ女子、又産ハ女
子、生レハ死、又生レハ死ス。ヤウヤク四番
^{ウメ}ニ至テ女子一人ヲ持留タリ。其後男子出生
シ、是モ不見テ夭亡ス、第六番目ニ当テ御方
出生シ家継ノ子ヲ得タリ。我一生ノ間念望不
相叶、無是非支ナリ……」

と嘆息しているが、当時ノ衛生・医療の状況で
子供を産育、成長させることが如何にむつかし
く、家の社会的経済的基盤の確立以前に子供の
数自体が如何に重要であったかを考えさせられ
るのである。さらに末尾には

「……吾家ノ断絶セサル様ニ思案工夫専要ニ
候。左候テ此旨子々孫々ニ男三男末々ノ枝葉
マテモ其念望念願末世マテモ相立候様ニ被相
伝度候……」

と述べているが、彼の念願は孫の弾正良易、曾
孫舎人重堯の世代に至ってようやく達成された

のである。

なお四十九所大明神の大宮司守屋家のほかに
検校の守屋家があったことも注意しなければな
らない。同家は守屋家、代宮司上田家とともに
郷士社家で、寛永10年(1632)では各家いず
れも神領12石を所持していたのである¹⁴⁾。

しかし検校の守屋家は、守屋家の分家ではな
かった。神主(社家頭取)守屋家では——検校
の守屋家は近世初頭(守屋家の重頼・重治代)
には、もと塚野佐渡と云っていたが、

「……其後守屋ノ馬ノ先キニ相立可申候。子
分ニ被成、守屋ヲ一代名乗ラセ可給ト望ミ申
ニ付、一代ノ究ニテ守屋ヲ免シ名乗ラセ候処
ニ、其後御前帳ニ書載候故、干今其子孫代々
守屋ヲ名乗来由申伝候……」¹⁵⁾

と述べて検校家とは本分関係がないことを明ら
かにしている。しかも守屋家では検校守屋家の
系図¹⁶⁾を書き留めて、塚野佐渡について「有事
而為子分一代限守屋ヲ許ス」と録し、その孫正
三郎(改、貞右衛門)には「元和七年辛酉誕生、
祖父佐渡事、守屋和泉守重時之為子分而守
屋氏ヲ名乗候。然共御前帳ニ為守屋書載事ハ正
三郎重澄ナリ」と書き録して、あくまで分家で
ないことを明らかにしている。また和泉立国は

「守屋ヲ免シ名乗候支、今百四十年余ニ相成
候。四十九所高麗犬ノ銘書ニ神主・^(代)大宮司・
検校・作者・願主ノ名書有之候ヲ別紙書置
候。見合セ可被成候(註一別紙ナシ)。其時ノ
年号元和二年ト覚候。其時分マテハ塚野ヲ名
乗、塚野織部ト書記有之候。元和年号九年有

14) 寛永10年癸酉「高山衆中帳写」(守屋泰三家文
書・二階堂進家文書)。

15) 前掲「守屋家申伝案考記」。

16) 「塚野佐渡子孫調」(明治期に守屋三嘉男が前
代からあった検校守屋家の系図を写し換え、自ら
の意見を前文に付したものであるが、系図の部分
は他の史料と照合して信頼度は高い。

テ寛永年号ニ成リ、寛永十年ノ高山衆中帳ニ
守屋ヲ名乗候支見エ候。右織部ト云ハ佐渡カ
子ニテ候。其織部カ子ヲ貞右衛門ト云、男子
無之、女子二人有。一人ハ大崎肥後氏ニ嫁
ス。一人ハ大宮司上田伝右衛門弟正兵衛鞆養
子ト成ル。其子貞右衛門ト云、其子今ノ正右
衛門也。ケ様成支モ□□書記ニモ色々氣ヲ可
附付候。自然家論ノ節、用ニ立支モ可有之
候」¹⁷⁾

と述べ、重頼死後、重時幼少のため系図を亡く
していることもあって、嫡庶の家論のおきるこ
とを恐れて、

「一代守屋ヲ名乗テハ兎角シテ子孫代々可相
名乗支ヲ考、末世ニハ家論ヲ起シテ嫡家ト可
成ト内心ニ相合候支眼前ノ道理可被察候。最
早彼レカ子孫四、五代守屋ヲ名乗、世上誰カ
不知嫡庶。仮令知ル人有トモ証拠ニ立人有間
敷候。吾家本家タリト云トモ、系図ナケレハ
今彼レカー一家ニハ□□智慧深キ□□多ク、吾家
ニハ一家一門モ無キ故……決メ嫡庶ノ家論ヲ
可起支可有之候。能々致了簡、油断有間敷候
……」¹⁸⁾

と述べているのである。近世初頭以前の守屋家
の系図がいかなるものであったか知り得ない
し、また後述する如く近世初頭に四十九所大明
神の神領毀破の際に神領36石を神主守屋和泉
守、代宮司上田伝左衛門、檢校守屋正三郎の三
家に各12石ずつ持高に繰替えられたことは¹⁹⁾、
果して後年の如き郷士社家三家の中の序列があ
ったか否か、なお省察すべき点もあるように思
われる。それだけに嫡庶の家論のおきる可能性
もないではなく、そのためにも一門の繁栄――
分家の簇出を願う気持も強かったのであろう。

17)18) 前掲「守屋家申伝案考記」。

19) 前掲寛永10年「高山衆中帳写」。

3 守屋家の神領浮免について

守屋家の所領は知行門と浮免（および余地）、
抱地より成っていたことは斐々ふれたところだ
であるが、浮免の中には幕末・明治初年まで神領
浮免、又は神領大浮免・神領と録されていたも
のがあった²⁰⁾。この起源は古く、前述の如く寛
永10年（1633）の「高山衆中帳写」では「一
ヶ所衆」の中に、後の「郷士社家」守屋（社家
頭取・社司）・上田（代宮司）・守屋（檢校）
の三家が次の如く録されている。

「四十九所大明神領	高山居付五十歳
高拾貳石	神主 守屋 和泉守
	廿歳
	同 民部左衛門
同	高山居付四十六歳
高拾貳石	大宮司 上田傳左衛門
	(代) 十五歳
	同 権之丞
同	高山居付十三才
高拾貳石	檢校 守屋 正三郎」

また寛永17年（1640）の「高山衆中軍役帳写」
では

「	高山居付 ^(ママ) 五十六歳
高十三石二斗八升八合二勺	守屋 和泉守
内十二石 四十九所領	子二十七歳
	同 諸右衛門
	高山居付二十二歳
高十二石 四十九所領	植田官右衛門

20) たとえば安政3年2月「楮免高取調横折」では
田11石2斗4升3合7勺5才・畠7斗5升6合2
勺5才（計12石）が「神領大浮免」と見え、慶
応4年8月「楮免高并三合米高水掛米取調横折」
では「神領」12石、明治元年12月「知行名寄目
録」では新留村「神領浮免」12石（田1町3畝16
歩、畠4反5畝15歩）と見える。しかも弘化4年
正月「楮免高取調横折」では大浮免12石があり、
すべて同一のものであることが認められる。

高山居付廿一歳

高十二石 四十九所領

守屋貞右衛門」

と見える。

これらの神領については、中世末・近世初期当時の史料を全く欠くが、後年の史料ではあるが寛政8年辰6月「本神領高差付地願書并申伝書付五通留」²¹⁾ (社家 頭取 守屋舎人) には左の如く録されている。舎人良国 (延享3年1746~文化2年1805) によるものである。伝承としては注目すべきものであると思われる。

口上書物

- 一 四十九所大明神肝付一郡之惣廟ニ而御座ニ付、古来之神領廿三町高山・串良之内江有之、今字ホ不相替御座ある由事
- 一 京御竿之剋、高山之内迄ニ神領高古竿ニ而高百八石ニ相究申、年中ニ二十二度之御祭御座内、九月十九日之祭礼ニ御公儀・御地頭ト老騎ツ、式騎之鑓流馬御座ニ而御祈禱之神事相勳申。左ニ而二月初卯、九月十九日、霜月中卯、右三ケ度ト大神事ニ而御神酒、花から御公儀并御地頭方江差上申得共、今御地頭迄差上申事
- 一 御地頭桂山城殿御代ニ御竿相替申ニ付、古来ト神事ホ之儀被仰上、神領古竿之尽ニ被下ニ而、御神事如先規相勳申ト処ニ、神領毀破ニ付、山城殿ト先例之様子被仰上、新留村之内高三拾六石我ト持高くり替ニ被仰付被下ニ而、右神領之表盛ニ而御支配地ニ相替り申ト条、其余分を以度ト御祭義ト相勳申管被仰付置、御祭米ホ其外御免之社人減申。其御右鑓流馬御地頭方一騎ニ罷成、近キ比ト衆中ト当分迄勳被申事
- 一 寛永御竿之剋も御地頭仁禮蔵人殿より先例

21) 守屋泰三家文書。

之様子被仰上、右之地方古竿ニ而所衆中高大割帳之内ニ被召出被下事

- 一 引并御竿之剋も御地頭新納右衛門殿ト先例之様子被仰上、如先規御竿御免被下、然処ニ近年嶋津図書殿ト新留村新溝被召通、水增高相究申ト剋も所江相付、郡座江右一筋申上、御竿御免ト被下事

右者前トより神領之地方度ト之御竿御免被下儀、何も御存ニ而ト条、此節御竿弥如先規被仰付、御祈禱之御神事も前之様永ト相初申ト様ニ御竿奉行江被仰上可被下ト。且又新溝ニ付、神前之地并神領之内ニも損地ニ罷成トへ共、返地無御座ト。此ホ之儀萬端首尾為相達申ト様、偏ニ奉願ト。以上

社 司
 守屋納右衛門
 代宮司
 上田傳左衛門
 檢 校
 守屋 正兵衛

御喫衆中
 右之通被申出ト、別儀無御座ト条、如願被仰付被下ト様奉願ト。以上

吉井弥三右衛門 印
 山下四郎右衛門 印
 市来十郎右衛門 印
 日高 仲左衛門 印

菱刈孫兵衛殿
 右如先例此節之御竿免許可被成ト。以上
 菱刈孫兵衛

申十一月廿五日
 川崎源右衛門殿
 古後七郎兵衛殿

すなわち四十九所大明神の神領は古来23町で高山・串良両郷に及んでいたが、秀吉権力による「京御竿」の時に高山郷内に神領高が古竿で108石に定められた。天正20年4月14日には「寺社所領共ニ三分二を被召離候事」と寺社領の勤落による蔵入地の増加策が打ち出され²²⁾、さらに文禄検地によって確定された石高であったと思われる²³⁾。その後、地頭桂山城²⁴⁾の時代、慶長内検において神領は古竿のまま108石であったが、やがて(時点は不明)神領毀破となり、桂山城より先例を述べて、新留村の内に36石を、社家三家の各持高に繰り替えて神事を勤めるようになったという。これによって神領は島津氏に臣従する高山衆中の三社家の知行として分割格護せられ、軍役を負担するに至ったのである。またそれまでは鏡流馬は島津家と地頭方より各1騎出ていたが、この時より地頭方1騎となったという(後には所衆中よりのみになった)。さらに寛永御竿=寛永検地においても先例によって所衆中の高に加えられ、これが前掲の如く衆中帳・軍役帳にあらわされていると思われる。引拵御竿=万治内検の際も先規の如く御竿御免になり、恐らく此の時点で神領大浮免として確定したのではあるまいか。さらに寛文元年より同11年にわたり島津図書頭久通によって新溝が開鑿され開田が進んだが²⁵⁾、此の時も御竿御免であったという。

次に享保の大御支配においても先例通りを願

い出たが、はじめは願い通りにはならなかった。次は写ではあるが、真実を伝えていると思われる。

写

高山衆中
守屋 撰 津
上田 大 膳
守屋 正右衛門

右々四十九所大明神神領高、先年神領毀破ニ付、高山新留村之内高三拾六石、右三人之持高繰替有之、其以後度々之御検地も有之由得共、至只今神領高倭盛之通ニ而被差置、右之^(ママ)余勢お以年中数度之神事相勤申事ニ由間、此節大支配ニ付而も以前之通ニ而被差置被下度旨申出由得共、差付帳其外諸帳面ニも不相見得由得共、諸持合同前之事ニ由条、願之通ニハ不申付由。乍然郡奉行差越由節、致見分、何そ差支儀無之由ハ、以見合本管之通ニ而可差置旨、郡奉行江可申渡由、尤寺社奉行ニも右之趣可申渡由。以上

九月

右之通被仰渡由由ニ而、寺社奉行所由取次山^(ママ)内権衛殿ニ而御申渡有之由間、右之趣可申渡旨、御地頭差図ニ而由。以上

辰九月十七日 五代 平右衛門
羽嶋喜三左衛門

高山
衆 衆 中

しかし、その後郡奉行の廻見によって、前代の通りに仰せ付けられたのであった。すなわち

右者此節大御支配ニ付、前之通被仰付被下度旨、各願書ニ次書を以申上由由ニ、右之通被仰渡置、御郡奉行伊集院長左衛門殿御廻見之節、御見合之上、前代之通古筆之倭ニ而被召置由ニ付、御書付写并名寄帳相渡由。以上

22) 稲本紀昭「豊臣政権と島津氏」(『赤松俊彦教授退官記念国史論集』所収)。

23) この間の全般的動向については松下志朗「薩摩藩初期の検地と石高」(本誌所収)参照。

24) 桂山城は「高山名勝志」(高山町役場所蔵)によれば、「居地頭、慶長十九年より」とある。

25) 簡単には『高山町誌』265~269頁参照。とくに屋治橋畔にある「高山新溝記」碑は重要である。近年磨損甚しくその保存を町当局に切に望むものである。

享保十一年午十二月廿二日

郡見廻
切通五左衛門
嚶
山下筑左衛門

守屋撰津殿
上田大膳殿
守屋貞右衛門殿

とあり、その後、最初に掲げた「口上書物」とほとんど同文の「口上覚」が頭取、祠官守屋舎人良国より「御嚶衆中」宛に出されている。巳六月とあるのみで年代は不明であるが天明5年(1785)と思われる²⁶⁾。ただ文意は同じであるが、多少の文言が変り、たとえば第3の条では「神領高毀破ニ付、山城殿依御分百八石之内三分一、三拾六石、正祝・代宮司・検校持高くり替被仰付、右高御支配地ニ相替、本神領高之表盛ニて古竿之俣ニ而被仰付」とより具体的に表現しており、また最後の引拵御竿の条では嶋津図書云々の文言がなく、御竿御免につづいて「其以後当分迄さし付地ニ被仰付、頭取祠官并代宮司、検校格護仕居申付」と録している。さきに大御支配の時に「差付帳」其他の諸帳面に記載なきため神領高の持高繰替を認めない旨達せられたことがあるが、此の土地が「差付地」であったことは確実である。ただ「差付地」については種々推定されるが、確証を欠くので断定は控えておき、この場合恐らく暫定的に社家に知行として付けた意味ではないだろうか。寛永10年の「高山衆中帳写」では社家三家はいずれも「一ヶ所衆」の中に入れられ、高の肩書に「四十九所大明神領」とあるのは、きわめ

て意味があると思われる。それだけに度々古来の由緒を述べて、その権利を守らねばならなかったのであろう。

しかし、その後幕末慶応3年の検地では御竿御免にならなかった。此の間の経緯は慶応3年秋8月「門割ニ付神領高諸留」（先社司守屋舎人重堯、社家頭取守屋弾正重厚）²⁷⁾に詳しい。

以下この史料によって窺うこととする。

慶応3年(1863)新留村の門割が達せられるや、神領高については古来よりの書物を添えて8月11日差付地の願を当番嚶を通して居地頭田原直助へ出したが「御竿御免」にならず御竿を入れられ、打出された延畦は增高となり帖佐与御蔵入となった。やがて地頭は退役、志布志居地頭町田少輔が高山・内之浦を兼帯することとなった。その経緯は次の通りであった。

此節新留村門割ニ付、神領高本竿之通差付地之願書并右書物相添、慶応三年卯八月十一日当番嚶柏原善右衛門殿江差出付処、御受取ニ相成、直ニ居地頭田原直助殿江被差出付処、先規之通御取次被成下付事

- 一 右願書之儀、居地頭田原直助殿次書を以御願被下付処、先規之通と事違ひ、御竿御免無之、御竿被入、延地之儀と增高ニ相成、帖佐与御蔵入ニ而致定代、地方之儀と是迄之通本作人江可相付置旨申来付段、此節検地方掛嚶宇都宮連正院殿口達を以被申聞付事
- 一 居地頭田原直助殿事、地頭職退役ニ而卯十月御引取有之、志布志居地頭町田少輔殿、高山・内之浦迄も兼地頭ニ御成被成付。

さらに当時の風聞書も記録されているが、それによると打出された延地は增高とされたが、これをそのまま衆中軍役高帳の高(軍役高)の增高とすることはできないため、増高分は帖佐与

26) 舎人良国は安永8年(亥)に上京、十八神道伝授、一日法令免許。また此の史料がおさめられているのは、寛政8年辰6月「本神領高差付地願書并申伝書付五通留」であるから、天明5年と推定される。

27) 守屋泰三家文書。

御蔵入に入れられたという。

風聞書左之通

一 今度神領高之儀、御竿御免無之、延地之處增高ニ相成ハ、尤受持郡奉行川上藤右エ門殿郡方其外諸座江延地之程增高江可相成様被申ハ由、然処右神領之儀も高山衆中高帳之内ハ得ト、增高ニ相成ハ事高奉行所不相濟由、是ニ付帖佐与御蔵入と相成ハ様御座向被申ハ段、風聞ニ而ハ、後年ニ至リ是らの儀心得ニも可相成ハニ付、風聞之通り書記置ハ

さらに次の如く記されている。

一 此節檢地方郡奉行飯牟礼八郎殿旅宿江彈正差越、神領之訳を以本竿之通召置可被下旨始終之事を^(委)細御願申上ハ処、神領ニ付而ト御方願通りいたし可置ハ得共、御方杯御座江願書被差出ハニ付而ト、御座ハ申来ハ通りニ不致ハ而ト自計難成ハ。此儀御座江願書不被差上ハハ、我々共本之通りニいたし置ハ事いと安き事との返答ニ而、残り多く相考次第ニハ。

御座(郡座)へ高山社家より願書を出したため、かえって形式的に遂行してゆかざるを得ない事情であった。このため再び鹿児島向けに再願之儀を覚書の形で郡奉行へ願い出た。慶応4年辰3月のことである。

此節新留村御竿入ニ付、惣廟四十九所大明神御神領高之儀、先々年ハ度々御竿入之節も差附地ニ而被召置被下ハニ付、此節も御神領之訳を以差附地ニ而被召置可被下旨、書物を以去ル卯九月御願申上置ハ処、延畦之儀ト增高ニ相成帖佐与御蔵入ニ而御定代仕ハ様被仰付、右ニ付而ト年中月并之御神事難相勤次第御座ハ折柄、守屋常磐大宮司役所江罷居、右之通被仰付ハ而ト年中月并之御神事取止外無御座ハニ付、何方ニ而も被成出府、御切米ニ

而も不被願出ハ而ト相濟間敷旨任間合、守屋掃部出府仕、右之形行申上御切米被成下ハ様御願申上ハ処、権大宮司前田筑前守殿ハ御用人座江御願被下、猶又寺社御奉行郷原^{ウツダ}轉殿江相付、御切米之御願申上被下ハハ、本通ニ而ト如何可有敷ト右之筑前守殿江御内沙汰有之、左様被仰付ハハ、猶又難有奉存ハ段、御返答被申上ハハ、就テ今一度書物相認大宮司役所江相附可願出旨被仰聞、則願書差上置申ハ。且郷原^{ウツダ}轉殿ハ神社之儀ニ付而ト別段之被為在思召、御領国中此渥ハ取分御崇敬之折柄ハ得ト、御神事取止ハ而ト不相濟訳ニハ。御切米よりも元之通被召置被下ハ向被仰聞之段、前田筑前守殿ハ承知仕、右様之都合ニ而御免ニ相成ハハ、早々可申越ハニ付、先罷歸ハ様被仰聞帰郷仕申ハ。猶又御家老座御書役衆田代孫九郎殿御方江も右前田^(委)殿ハ細御願申上被下ハハ、田畑氏江相談之上、本之通御免ニ相成ハ様御願申上可與ト之御沙汰有之ハ段、前田殿ハ被為申聞ハニ付、此節ト元通之御免ニ相成申ハ儀ト相違有御座間敷と私共ニ^{相考}も奉存^{相考}罷居申ハ。何卒右之次第爰元御差入御奉行衆御方江被仰上、元之通被召置被下ハ様御願被成下度奉願上ハ。以上

辰 三月四日
 檢校 守屋 掃部
 代宮司 上田 長人
 社家頭取 守屋 彈正

御檢地方掛
 御慶衆中

これによると、守屋常磐(舎人3男、彈正弟)が鹿児島の大宮司役所に居たため、年中月並の神事を継続してゆくため、增高御蔵入の分を切米で下されるようお願い出ることをすすめられ

て、検校守屋掃部が出府し切米を願い出て、大宮司役所より権大宮司前田筑前守が御用人座へ願い出、また寺社奉行へも同様に切米の願をした。ところが前田筑前守へは元の通りで如何かと御内沙汰があり、有難き旨を返答し、それならば再度書物を認めて大宮司役所を経て願い出るように云われて願書を提出した。また寺社奉行からも同様の沙汰があり、交渉の結果を報告し再度願書を出すためであろう、守屋掃部は高山郷へ帰郷した。また権大宮司より家老座書役にも接衝して同様に元の通りという線で収まるであろうという感触を得たので、この藩庁の意向を高山郷の検地方掛の嚮を通し郡奉行へ伝え、元の通りにされるように願い出ようとしたのであった。恐らく次に掲げる4月15日付の「口上覚」がそれであろう。

ただ、それ以前に鹿児島島の権大宮司よりこれまで接衝してきた寺社奉行、御家老座書役等の転役があつて当惑している旨、3月10日に知らせがあつたため高山差入の竿奉行への願筋もしていなかったが、竿奉行より検地方掛嚮宇都宮連正院を通して年中の神事の入米の問合せがあり、これを取調べて出した。上記の事情は次の如く書かれている。

右之願筋 近日中 御免許ニ相成へくもよふ^ハハ 処、不都合之事ニ寺社御奉行座其外ニも座方段々御引取ニ相成、寺社奉行郷原轉殿と勿論、右頼置之御家老座書役田代孫九郎殿・田畑平之丞殿 転役ニ而、何方ニ相頼様も無之段、三月十日 前田筑前守殿ハ引合有之ハニ付、爰許差入御竿奉行衆江右之願筋も不相済同然^ハハ 処、右御竿奉行衆より祭米入米何程ニ及^ハハ 哉、程能可被書出、程能成し呉るへくとの段、検地方掛嚮宇都宮連正院殿を以被申聞^ハハニ付、年中御神事之入米、社家頭取宅ニ而代

宮司、検校相談取調差出^ハハ。留帳別冊有右の留帳別冊は見出せないが、前述の「口上覚」²⁸⁾ は次の通りであつた。

口上覚

高山

四十九所大明神上古^ト肝付一郡之惣廟ニ而御座^ハ付、古来之神領廿三町高山・串良之内江有之、其後高百八石ニ相究、年中ニ貳拾貳度之御神事相動来^ハハ 処、神領毀破之節も御地頭桂山城殿ハ古来ハ神事^ホ之儀被仰上、新留村之内高三拾六石私共持高繰替ニ被仰付、古竿之俣神領之表盛ニ而被召置被下、其余勢を以旧式之神事相動来、寛永御竿之剋も御地頭仁礼蔵人殿ハ先例之訳合被仰上、右之地方古竿ニ而所衆中高大割帳之内ニ被召加被下、万治年中引并御竿之剋も御地頭新納左衛門殿ハ右同断被仰上被下、寛文年中嶋津図書殿新留村新溝^(相カ)被召通、水增高相究申^ハハ 節も前文之形行申上^ハハ 処、願通水増米御免被仰付、享保年中大御支配之節も形行申上^ハハ 処、御見合を以本竿之通被仰付^ハハ [向ニ御座^ハハ。其後御検地ニ何様被仰付^ハハ 儀も相分不申^ハハ 得共、其御取訊ニ而] 右申上^ハハ 通度々之御検地大御支配^ホ之節も御神領之訳を以本竿之通被召置被下^ハハ [付]、此節御検地ニ [付] 而も是迄之通被召置被下^ハハ 様、去卯八月 先御地頭 田原直助殿より被仰上被下^ハハ 得共 [去卯八月] 御竿被召入、延地之畦反增高ニ相成、当辰秋より帖佐^(与)組御蔵入御定代上納仕^ハハ 様被仰付、就而^ト年^(月并)中旧式之御神事も難相動御座^ハハ。尤年中之御

28) ほぼ同文の「口上覚」が前掲寛政8年辰6月「本神領高差付地願書并申伝書付五通留」の中に収められている。もっとも案文らしいので本文は「門割ニ付神領高諸留」にとり、異同は〔 〕をもって示した。(〔 〕内は慶応4年の記載を示し、~~~~はその上記文言の抹消を示す)。

神事出米之儀四石七斗余ニ相及申_レ。何卒古
 来之通被召置被下_レ、右帖佐組御定代之_レ御免
 被仰付被下_レ様、今一先御願被下_レ度、左_レへ
 ハ其御蔭を以、年中旧式^{〔月并〕}之御神事も是迄之通
 相勤可申_レ付、御当時柄申上兼_レ得共、成合
 様被仰上被下_レ度奉願_レ。以上

社 司
 守 屋 弾 正 印
 辰四月十五日 代宮司
 上 田 長 人 印
 檢 校
 守 屋 掃 部 印

御唎衆中

右申出趣承届別条無御座_レ間、奉願通御免許
 被仰付被下_レ様被仰上被下_レ度奉存_レ。以上

唎 助
 柏原弥早右衛門 印
 辰四月十六日 右 同
 吉井 孝之助 印
 唎
 山下 筑左衛門 印
 右 同
 市来 運右衛門 印
 右 同
 宇都宮 連正院 印
 右 同
 柏原 善右衛門 印

御地頭所

御取次衆

この願書は地頭町田少輔へ出され、一度は受理
 されたが、受持郡奉行川上藤右衛門と談合の上
 で、願書は差し戻された。次の如く見えてい
 る。

右再願之書物御地頭町田少輔殿江御願給_レり_レ
 処、受取ニ相成、再願給_レる_レ筈_レ処、受持郡奉
 行川上藤右衛門殿江談合ニ及_レり由、然る_レ処此
 藤右衛門と申人何_レ申支_レり由有之、御地頭衆
 再願給_レふ_レ筈_レ向も相違、此の願書も被相返
 け。

しかし、願書は受理されなかつたとはいえ、

結局は延高が打ち出され帖佐与御蔵へ定代納と
 いう事態にはならなかつたように思われる。と
 いうのは検地門割の内見踏付として入部した市
 来衆中の和田四郎兵衛に木綿10反を贈ったのを
 はじめ検地方掛唎・筆者・新留村庄屋在役らに
 塩1俵ずつを贈り、内見踏付の際は竿入にはな
 らなかつた。また検校守屋掃部を鹿児島へ出府
 させて「頼之役々衆」恐らく大官司役所・寺社
 奉行所・家老座の役々へ宍、或は両種又は両種
 料を進上して神領浮免への竿入御免、従来通り
 の差付地の願をなし、それは恐らく諒解され、
 現地の役人たちの裁量によって元通りの差付地
 として残ったのではないであろうか。向後の検
 地門割の際の心得として、たんに願書を提出す
 るだけでなく、実際に検地門割の衝にあたる役
 人への心付け、また鹿児島へ出府し、役人を訪
 問し、進上物を贈ったことを書き留め、同じ出
 費ならば初めよりかくすべきであったと、次の
 通り事実を丹念に記録しているのである。

心得書左之通

今度新留村門割ニ付、内見踏付市来衆中和田
 四郎兵衛と申人、新留村_レ頼ニ依而被差越、
 卯十月_レ内見踏付相始_レり_レニ付、社司・代宮
 司・検校三人相談いたし、猶又前田并宮下村
 門割の事など聞合、右和田殿江木綿10反、
 検地方掛唎衆宇都宮連正院殿・市来運右衛門
 殿、郡見廻日高甚左衛門殿・吉田傳左衛門
 殿、筆者大窪與平太殿・宇都宮才助殿、新留
 村庄屋宮里孫次郎殿、其外在役ニ至_レ迄塩_レ表
 ツ、さし出、本竿差附地之願相頼_レり_レ処、皆受
 合ニ而、内見踏付之節_レ神領地方田畠共竿入
 ニ不及_レり事

心得書左の通

一 去卯八月先地頭田原直助殿本竿之俣差付地
 之願被成下_レり節、我々三人之内鹿児島江差

越、神社方掛御役と衆其外見廻いたし、本竿之願いたし得と最安ク相済筈処、其儀を打抜し、願書差出候に而相済もの様ニ相考居候処、帖佐与御差入定代と申来り候相驚キ、直ニ^{検校}守屋掃部出府いたし、寺社奉行所江相付、其外前ニ書留候通り前田筑前守殿働キニ而御家老座書役衆杯諸所江手を入、本之通之願いたし得共、御証文ニ相成候上ハ要易ニ本之通ニと不相成、然れども本通ニ相成様頼之役と衆手都合ヒ出給折柄、右書記候通寺社奉行座其外座引取^{相成}并ニ役替りなど有之、不都合千万ニ而今通^{相成り候}扱此度掃部出府いたし、頼之役と衆江^{両種}完或ハ料酒又^{両種}ハ料酒代式兩位又ハ三兩ツ、も進上いたし候。是程之物入、初願書差出候節、御地頭次書を貰、我々直ニ持越し掛役と衆江相頼候得と、無難相済筈候、残多次第ニ候。先年ハ検地門割候節、此ホ之心得書無之、願書迄書留有之候ニ付、此節^{アリノママ}ハ有之候書記置候ニ付、又後年ニ至り検地門割候節見合心得ニも可相成候と此ホ之旨書留置候。

同様に検地門割にあたり蒔見、筆算、竿取等下役の者を厚遇すれば、検地奉行といえども難渋はつけ難いことを筆者から聞き、これも後年のために次のように書き留めている。

一 今度検地方江出役之大窪與早太殿ハ承候趣と、各方今度鹿児島江被差越物入之程、検地方江差入^(蒔)の牧見・筆算^{竿取江}見舞被致、厚ク御頼ニ相成候得と、却而程能相成筈候ニ残多次第と被申聞候。牧見・筆算・竿取役能請合、此通と相究候ハ、検地方郡奉行衆たりとも難渋と難被申もの由、竿取・牧見次第の者候ニ、是又残多次第と被申聞候。此ホ之趣心得ニも可相成候ニ付、聞候候書記置候事。「残り多き次第」と云っている点から見れば神

領浮免は従来通り差付地とならなかつたとも考えられるが、他にそれを考えさせる史料は見出せず、むしろ比較的容易に処理し得る問題を紛糾させたことへの反省かと思われる。いずれにせよ、弘化4年正月の「大浮免」12石、安政3年2月の「神領大浮免」12石、慶応4年8月の「神領」12石、明治元年12月の「神領浮免」12石²⁹⁾は守屋家にとって古い由緒をもった土地であったのである。

〔補説〕

年代は不明であるが（慶の役名が出ているので天明3年以前であることはたしかであろう）、島津図書の新溝開鑿による開田増石に関わるものと思われる史料が前掲寛政8年辰6月「本神領高差付地願書并申伝書付五通留」の中に入れている。

写

本粗拾壹表壹舛 四十九所領

高とノ四石貳升壹勺

本粗七表五升 高 崇 寺

高とノ貳石六斗壹升四勺

右者新留水増地之内ニ御座候間、増米御赦免被成可被下候。以上

津曲 伴左衛門 印

丑九月六日 日高 覚右衛門 印

日高 仲左衛門 印

吉井 内 記

日高 休左衛門

山之内甚右衛門 印

御郡奉行

裏書

右之表 神領ニ而候間、当水増米ハ可被差免候。重而御竿之時分竿御免之儀、可被申出

29) 前註20) 参照。

ハ、其節可為吟味ハ、以上

丑九月六日

菱刈孫兵衛 印

郡見廻衆

暖 衆

「水増地」の意味が不明であるが、右の4石2升余は開田により増石したものであろう。四十九所領という文言が見えるが、旧四十九所領の意味であろう。また年代は下るが弘化2年巳12月「神領高取調帳」³⁰⁾には、四十九所大明神について「神領高無御座ハ、御祭米五斗貳升五合

ツ、御物方ヨリ年々御手形ヲ以被成下ハ」と見えている。神領高が郷土社家三家に分割格護されているので当然ではあるが、関連してなお考慮を要するであろう。

〔後記〕

小稿をまとめるにあたり守屋貞子、守屋泰造、守屋雄次郎、守屋泰三の諸氏に大変御世話になった。紙上を借りて厚く感謝の意を表す。なお小稿は昭和54・55年度科学研究費（一般研究C）による研究の一部である。

30) 守屋泰三家文書。